

建設委員會會議録 第十二号

昭和三十年五月二十五日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事 志賀健次郎君 理事 高木 松吉君

理事 山口 好一君 理事 逢澤 寛君

理事 瀬戸山三男君 理事 西村 力弥君

理事 今村 等君

大高 康君 荻野 豊平君

廣瀬 正雄君 松澤 雄藏君

荒船清十郎君 大島 秀一君

二階堂 進君 有馬 輝武君

小松 幹君 三鍋 義三君

山田 長司君 中島 巖君

出席國務大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員

建設政務次官 今井 耕君

建設事務官 石破 二朗君

(建設事務官) 大臣官房長 渡江 操一君

(建設事務官) (計画局長) 富樫 凱一君

建設技官 富樫 凱一君

委員外の出席者

建設事務官(道路局長) 曾田 忠君

建設事務官(住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官(住宅局住宅企画課長) 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

専門員 田中 義一君

五月二十五日

委員久野忠治君辭任につき、その補欠として荒船清十郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十三日

住宅融資保険法案(内閣提出第七四号)

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

同月二十四日

陸橋架橋工事促進に関する請願(黒金泰美君紹介)(第一〇二五号)

荒砥橋を永久橋に架替への請願(黒金泰美君紹介)(第一〇二六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

住宅融資保険法案(内閣提出第七四号)

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○内海委員長 これより會議を開きます。

住宅融資保険法案及び公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件、以上二案を一括して議題に供し、まず提案理由の説明を聴取いたします。竹山建設大臣。

住宅融資保険法案

住宅融資保険法

(目的)

第一条 この法律は、住宅の建設等

に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機關の住宅の建設等に必要な資金の貸付につき保險を行う制度を確立し、もつて健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 主として人の居住の用に供する家屋をいう。

二 住宅の建設 住宅の新築(住宅以外の家屋の新築で人の居住の用に供する部分に係るもの及び新築された住宅でまた人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。)若しくは住宅の移転又は家屋の増築、改築、修繕若しくは模様替で、人の居住の用に供するため若しくは居住性を良好にするために行うものをいう。

三 金融機關 銀行(日本銀行を除く)、保險会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合をいう。

四 給付 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号の契約に基づく給付及び無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条の無尽による給付をいう。

(保險契約)

第三条 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度又はその半期ごとに、金融機關を相手方として、当該金融機關が貸付(給付を含む。以下同じ。)を行つたことを公庫に通知することにより、貸付金の額(給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において受け入れるべき掛金の額。以下同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、公庫と当該金融機關との間に保險關係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる。

2 公庫は、前項の契約を結ぶときは、第十三條の規定による承認を受けた保險約款に基かなければならない。

(保險關係が成立する貸付)

第四条 前条第一項の保險關係(以下「保險關係」という。)が成立する貸付は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設(以下「施設」という。)の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付であること。

二 貸付期間(給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間)

が六月以上であること。

(保險額、保險事故及び保險金額)

第五条 保險關係においては、貸付金の額を保險額とし、弁済期(給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時)における債務の不履行による貸付金の回収未済(給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。)又は会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定若しくは商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一條の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一條第一項の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済を保險事故とし、保險額に百分の八十を乗じて得た金額を保險金額とする。

(保險額の總額の限度)

第六条 公庫は、保險關係における保險額の總額の金融機關を通ずる合計額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範圍内でなければ、第三條第一項の契約を結ぶことができる。

(保險料)

第七条 保險料の額は、保險金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額以内とする。

(保險金)

第八条 公庫が保險關係に基いて支

払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をする時までに貸付金の回収（給付の場合は、掛金の受入。以下同じ）をした額を控除した残額に、百分の八十を乗じて得た額とする。

第九條 金融機関は、保険事故の発生の日から三月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（回収金の納付）

第十條 保険金の支払を受けた金融機関は、その支払の請求をした後貸付金の回収をした額と保険金の支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

（貸付金の回収）

第十一條 金融機関は、保険関係が成立した貸付について、貸付金の回収に努めなければならない。

（契約の解除等）

第十二條 公庫は、金融機関がこの法律の規定又は第三条第一項の契約の条項に違反したときは、保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条同項の契約を解除することができる。

（保険約款）

第十三條 公庫は、この法律に基づく業務開始の際、保険約款を定め、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

（主務大臣）

第十四條 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とする。

（過料）

第十五條 公庫が、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基かないで第三条第一項の契約を結んだときは、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 住宅金融公庫法の一部改正

（住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「基き」を「基き」に改め、「融通すること」の下に「及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第 号）に基き金融機関の住宅建設等に必要資金の貸付につき保険を行うこと」を加える。

第五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が住宅融資保険法（以下「保険法」という。）による保険の基金に充てられるべきものであるとき

は、その金額を示すものとする。

第十七條第六項を次のように改める。

6 公庫は、人の居住の用に供する相当の部分に有し、かつ、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上のもの又は基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建築を予定した構造とした二階建のものが建設される場合において、特別の理由によりやむを得ないと認められるとき、又は当該家屋が耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）第四条第一項の規定により指定された防火建築帯の区域内に建設されるときは、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

第十七條第七項中「資金貸付の業務」の下に「及び保険法による業務」を加える。

第二十三條第一項中「回収に関する業務」の下に「並びに貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分を、土地に係る造成工事」の下に「並びに保険法による保険の業務のうち同法第十三条に規定する保険約款で定められた場合における金融機関の貸付につい

ての調査」を加える。

第二十四條第二項中「処理に関する準則」の下に「並びに保険法による保険の業務の処理に関する準則」を加える。

第二十六條の次に次の一条を加える。

（特別勘定）

第二十六條の二 公庫は、保険法による保険については、特別勘定を設けて経理しなければならない。

2 前項の特別勘定においては、第五条第三項後段の規定により政府が示した金額に相当する金額をもつて基金としなければならない。

3 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

4 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金を取りくずして整理するものとし、なお、損失がうめられないときは、その額を損失の繰越として整理するものとする。

5 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第三項の積立金を取りくずしてはならない。

第二十七條第三項中「第一項の下に「利益金を納付する場合における損益計算は、前条第一項の特別勘定の損益を控除して行うものとするほか、同項の」を加える。

第三十一條第二項中「及び融通法」を「融通法及び保険法」に改める。

第三十二條第一項第一号中「若しくは融通法」を「融通法若しくは保険法」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

3 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「資産の運用に係る収入」の下に「収入保険料（住宅金融公庫の場合に限る。）を、利子」の下に「支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）を加える。

（建設省設置法の一部改正）

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の二中「及び産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）」を「産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第 号）」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第六号の二中「融通」の下に「及び住宅融資保険」を加える。

公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めるの件

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第六條第三項の規定に基き、別紙公営住宅建設三箇年計画について、承認を求めらる。

公営住宅建設三箇年計画
昭和三十年度から昭和三十二年度までの公営住宅建設三箇年計画を次の通り定める。

一、公営住宅一五五、〇〇〇戸を建設する。

二、一の内訳は次の通りとする。

第一種公営住宅 一〇〇,〇〇〇戸

第二種公営住宅 五五,〇〇〇戸

三、公営住宅の建設にあわせて、共同施設を必要に応じて建設する。

○竹山國務大臣 ただいま議題となりました住宅融資保険法案につきましまして、その提案の趣旨及び法案の概要について御説明をさせていただきます。

政府におきましては、住宅難のすみやかな解決をはかることをもって、重要施策の一つとしておりまして、これがため昭和三十年度予算案において公営住宅、公庫住宅、公団住宅等公的資金による住宅建設の増大をはかる措置を講ずるとともに、他方民間自力による住宅の建設を増大して、住宅の供給を円滑ならしめんとしていろいろの施策を講じつつある次第であります。

が、民間自力による住宅の建設を促進するために、政府といたしまして、租税の軽減措置を拡充強化いたしますとともに、民間資金の住宅建設への導入を容易ならしめる措置を講ずることが必要であると考えている次第であります。

このために、まず金融機関資金融通準則を改訂し、金融機関の住宅資金の

貸し出しが容易に行われる道を開いたのでありますが、住宅の建設のためには多額の資金を必要とし、しかもその資金は長期にわたって固定化する消費的資金と考えられ、かつ住宅の担保価値も低い等の理由のために、金融機関からの住宅建設資金の貸付は、現在なお不十分な状況にあります。住宅建設に対する民間資金の融通を円滑にし、住宅の建設を促進するためには、金融機関が住宅建設資金を融通した場合、これによって起る損失をてん補する方策を講じ、金融機関の行う住宅建設資金の貸付を容易にすることが必要であると考えます。以上のような目的を達成するため、住宅建設に必要な資金の貸付につき保険を行う制度を確立するために本法案を提案することとした次第であります。

次に、本法案の基本となっている点について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、保険を行う機関は住宅金融公庫といたし、公庫は、金融機関を相手方とし、その金融機関が住宅建設等に必要資金を貸し付けたことを公庫に通知をいたしますことにより、金融機関の貸付金の額が一定の金額に達するまで、その貸し付けについて保険関係が成立する旨の契約を締結することができるといたしました。この場合、公庫が事業年度ごとに保険をすることのできる貸付金の総額は、国会の議決を経た額以内といたしております。

第二に、保険関係が成立する貸し付けは、住宅の新築のほか、住宅等の増築、改築、修繕及び移転、住宅建設に必要な施設の建設、これらに必要な土

地の取得及び造成に必要な貸し付けで、貸付期間が六月以上のものとしたしました。

第三に、保険金額等につきましては、貸付金の額を保険額とし、この額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とし、公庫が支払うべき保険金の額は、保険額から貸付金の回収した額を控除した額に百分の八十を乗じて得た額とし、また弁済期における債務の不履行等を保険事故といたしております。

第四に、保険料の額は、保険金額の年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額以内とすることにいたしました。

第五に、以上のほか、この法律案におきましては、保険金の請求時期、保険金支払い後金融機関が受領した回収金等について、公庫と金融機関との間の精算に関する規定、保険契約の解除、保険約款等について必要な規定を設けております。

この法律案に基きまして、公庫は、昭和三十年度においては、以上申し上げました住宅融資のため五十七億円を限度として保険をいたす計画であり、このため政府はこの基金として公庫に対し三億円の出資を予定しております。

以上本法案の提案理由と法案の主要な点について申し上げた次第であります。なお本法案の附則におきまして、この法案の施行のため及びこの際耐火建築促進法に基く防火建築帯の区域内の家庭に対する融資の円滑化をはかるため、住宅金融公庫法等の一部を改正することといたしました。

何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを切にお願いする次第であります。

次に、ただいま提案になりました公営住宅建設三箇年計画につきましまして、簡単に御説明申し上げます。

公営住宅の建設につきましては、公営住宅法に基き昭和二十七年以降毎三カ年を一期として公営住宅建設三箇年計画を作成し、その計画の大綱につき国会の御承認を求めることとなっておりますので、今回その第二期分として本計画を提案いたしました次第であります。次にこの概略を御説明いたします。

本計画は、さきに住宅対策審議会の意見を聞き、その答申に基きまして、昭和三十年度より昭和三十二年度までの三カ年における期間に公営住宅十五万五千戸を建設するとともに、その建設にあわせて共同施設を必要に応じて建設しようとするものであります。第一種公営住宅十万户、第二種公営住宅五万五千戸を建設しようとするものであります。

以上、本計画の提案理由及びその要旨を申し上げた次第であります。どうぞすみやかに御承認をお願いいたします。

○内海委員長 右二法案について、官房長より何か補足説明でもありましたら、この機会にお願いいたします。

○石破政府委員 住宅融資保険法案につきましまして、条文を追いまして簡単に内容の補足説明をさせていただきます。

第一条に目的を規定いたしておるものでありますが、住宅の建設等に必要資金の融通を円滑にするために、金融

機関の住宅の建設等に必要資金の貸付について保険を行う制度を確立する、そうして住宅の建設を促進しよう、こういう趣旨であります。

第二条に定義をあげております。第一に、住宅とは、主として人の居住の用に供する家屋をいう、こういたしております。住宅の定義といたしましては、その他にはもっぱら人の居住の用に供するものを住宅という場合もありますが、ここでは主として人の居住の用に供する家屋をいう、こういたしております。

第二番目に、住宅の建設とは、住宅の新築あるいは住宅の移転または家屋の増築、改築、修繕もしくは模様替えでありまして、人の居住の用に供するためもしくは居住性を良好にするために行うもの一切を含んでおる、こういう趣旨のことを規定いたしております。

第三番目に、金融機関というのは、日本銀行を除く銀行と保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び協同組合のうち信用協同組合だけをいう、こういうふうな定義をいたしております。その次に給付であります。給付とは相互銀行法及び無尽業法に規定いたしております給付をいう、こういうふうな定義を縛っております。

次に保険契約であります。これが第三条に規定いたしてあるのであります。住宅金融公庫は、毎事業年度あるいは半期ごとに、金融機関を相手方となし、その金融機関が貸付を行なったことを公庫に通知することにより、貸付金の額の総額が一定の金額に達するまで、その貸付について、銀行との間に保険関係が成立する旨を定め

る契約をまず結んでおく。そうしてその契約を結ぶときは、あとで出て参ります保険約款に基いてやらなければならぬ、こういうふうにしており

ます。その次、第四条に、保険関係が成立する貸付の内容を規定いたしてあります。保険関係が成立する貸付は、次の各号に掲げる要件をすべて備えていない限りならない、こういうふうにして規定いたしてあります。

第一の要件としては、住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設——以下これを施設といつておきますが、これらの施設の建設、住宅もしくは施設の建設に必要な土地もしくは借地権の取得または住宅もしくは施設の建設に必要な土地の造成のため貸付であること、それから貸付期間が六カ月以上であること、こういう二つの要件を備えた貸付があった場合に限り、こういうふうにしてあります。

第五条に、保険価額、保険事故、保険金額、これについての規定をいたしてあります。保険関係におきましては、貸付金の額を保険価額とする、返済期における債務の不履行による貸付金の回収未済または会社更生法の規定による更生手続開始の決定もしくは商法三百八十一条の規定による整理開始の命令もしくは商法四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあったその時に貸付金の回収未済があった場合に、その回収未済を保険事故とする、それから保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする、こういうふうにしてあります。

第六条に、保険価額の総額の限度を書いておりますが、国会の議決を経た金額をこえない範囲でなければならぬ。昭和三十年度におきましては、五十七億千九百九十九円とあります。

第七条に、保険料を書いておりますが、百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額以内——初めのことでありまして、確たる資料もありませんけれども、ただいまのところ約年百分の二程度でいいのじやなかろうかと考えてあります。

第八条に、保険金を書いてあります。公庫が保険関係に基づいて支払わなければならない保険金の額は、保険価額つまり貸付金に百分の八十をかけた額、その額から金融機関がその支払いの請求をする時までに回収した額を除いたその残額に百分の八十をかけた額、これを保険金といたしてあります。

保険金の支払いは、保険事故が発生した日から三カ月後でなければ請求することができない、こりいうふうにしてあります。なお、保険事故の発生の日から一年六カ月を経過した後にできましては、これも請求することができない、こりいうふうにしてあります。

第十条に、金融機関は、保険金の支払を受けた後において貸付金を回収しなれない、こりいうふうにしてあります。

第十一条には、金融機関は、貸付金の回収に努めなければならない、通常の貸付金の回収と同様に努力をしなければならない、こりいうふうにしてあります。

第十二条には、契約の解除について規定いたしてあります。金融機関に都合な事故がありましては契約の解除ができることを規定いたしてあります。

第十三条には、保険約款は、あらかじめ建設大臣及び大蔵大臣、主務大臣の承認を受けなければならない、こりいうふうにしてあります。

第十四条には、この法律の主務大臣は、建設大臣と大蔵大臣とするといひてあります。

第十五条には、公庫の職員の過料について規定いたしてありますが、これは他の公庫の業務をやった場合と同等の過料を取ることにいたしてあります。

次に附則であります。附則の第二項に、住宅金融公庫法の一部改正を規定いたしてありますが、その中で特に御説明申し上げたいと思ひますのは、九ページの初めの方に6として書いてあります。「第十七条第六項を次のように改める。こりいうふうにして規定いたしてあります。これは耐火建築促進法によりまして耐火建築がなされた際には、国は木造建築と耐火建築との差額の四分の一を補助することができ、規定があるわけでありまして、この規定に基づきまして、毎年一億円前後の予算を計上いたしておたのであります。が、昭和三十年年度予算案には、その補助の予算を要求いたしてありません。それにかわる措置といたしまして、差額を補助いたしてやりましたのを、住宅金融公庫の融資でやっていた、こりいうのが、第十七条第六項の改正であります。「公庫は、人の居住の用に供する

相当の部分をも有し、かつ、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上のもの又は基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建築を予定した構造とした二階建のものが建設された場合において、特別の理由によりやむを得ないと認められるとき、又は当該家屋が耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）第四第一項の規定により指定された防火建築帯の区域内に建設されるときは、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に對し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。」大へんめんどろな規定になっておりますので、別に詳しく御説明申し上げたいと思ひます。が、従来からありましていゆる足貸しの制度を若干拡充いたしまして、補助にかわる融資の道を確保しよう、こりいうわけでありまして、そのほか、この際に御説明申し上げていただくことといたして、省略させていただきます。

なお、公営住宅建設第二期の三カ年計画につきましては、ただいま大臣の説明申し上げましたところ、別にこの際つけ加えることはありません。

○内海委員長 以上二案に對しまする質疑は次會に譲ります。

○内海委員長 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、これより質疑に入ります。通告順により発言を許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案が提案されておりますが、私の考えでは、この臨時措置法の第三条の解釈について、従来、私どもはそうは思わなければならない、多少の議論があったわけでありまして、これを明確にしようという考えから提出されたことは一つの進歩である、こりいうふうにして考えられますが、二、三疑点がありますので、ただしておきたいと思ひます。

その前に、道路局長でけつこうであります。お尋ねしておきたいのは、例の道路整備費の財源等に関する臨時措置法、揮発油税を道路財源に充てなければならぬこの法律では、全部の道路の財源に充てるといふことにはなっておらないのであります。一、二級国道、都道府県道あるいは政令で定めるさういふ道路についての五カ年計画の費用、財源に充てる、こりいうことになつておりますので、いゆる政令に入つておらない部分が相当にあると思ひますが、その道路の財源は今日までどういふふうになつておったかといふことを、御説明願つておきます。

○富樫（副）政府委員 お話のように、道路五カ年計画の対象となる道路は、政令で定める道路その他国の施策上必要な道路といふことになつておるわけでありまして、それで、この法律は、道路整備五カ年計画を実施するためのものでございまして、この整備計画に入らない道路については、この法律の対象になりませんので、その財源は別途地方の財源でまかなつていくわけであり

ます。

○瀬戸山委員 この道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、たびたび申

し上げておきますように、非常な紛糾の後これを制定した。その趣旨は、道路の整備が非常におくれておるから、あくまでも国の重大なる政策として道路政策を推進しなければならぬ。ところが財務当局といいますが大蔵省においては、大きな国の政治の根本をなすと思われような道路整備について予算上に熱意がない、そういうことで、その財源を確保する意味において今のこの法律を作ったことは、局長御存じの通りです。この道路整備費は、何も揮発油税だけに期待するということではなしに、揮発油税だけでも確保して、それにその他の財源をプラスする、そうして道路の整備を促進しなければならぬ、こういう趣旨のものであります。そこで本年度の予算では、揮発油税収入見込み額に、一般財源から約三億円の道路費用を出しております。今度改正が出ておりますが、この改正のねらいとして、何でもかんでも道路の経費というものは揮発油税だけに限りたいというような意向が、その裏に見えておるような気がするのであります。そこで、この五ヶ年計画に入らない道路は見放されるような気がするものであります、その点はどうか。

○富樫(凱)政府委員 お話のように、揮発油税だけでこの五ヶ年計画を実施するといふ腹が裏に見えておると申されますが、この法律の建前は、ガソリン税だけでまかなうのではなくて、一般財源を充ててもよろしいわけでございます。そこで五ヶ年計画がどういふ財源措置でできておるか申しますと、揮発油税のほかに一般財源も充てて支出するように計画されておるわけ

でございます。五ヶ年計画に入っていない道路については、この法律で別に財源措置はしておらないわけでございます。

○瀬戸山委員 私が申し上げるまでもなく、道路法あるいは道路の修繕に関する法律で、道路については国の補助金あるいは分担金というものが出ておるわけでありまして、そのうちで、この五ヶ年計画に入つたものは、一応これでも解決ができますが、そのほかの部分を、今、道路法、道路の修繕に関する法律によって国が補助する、こういう制度が御承知の通りあるわけでありまして、その点は、たとえば今年の予算額三億くらいでも間に合うというお考えですか。これをやると、だんだんそういうものが減ってくることをねらひておるような感じがいたしますので、聞いておくのであります。

○富樫(凱)政府委員 本年度に揮発油税相当額のほかに、三億を一般財源から見ておりますが、この三億も五ヶ年計画を実施する費用でございます。今年度は直轄事業の地方分担金をガソリン税相当額の対象にいたしましたので、昨年よりも一般財源は減つておる格好になっておりますが、しかし、この一般財源を充てて五ヶ年計画を実施するといふことでございまして、五ヶ年計画に入らない道路の費用は、別途の財源でまかなうべきものであるというふうな考えでおるわけでありまして、

○瀬戸山委員 そうすると、五ヶ年計画に入つておらない日本全国の道路は、国は補助をしない、こういうことですね。

○富樫(凱)政府委員 さような考えでございます。

○瀬戸山委員 それは非常に問題だと思つておりますが、直接この法律には関係ないことでありますから、これは後日の研究問題にして残しておきます。

皮肉な聞き方をしますけれども、私は最初に、論争されておつたが非常に進歩であると申し上げました。この考へ方と、この法律を出そうという最初の発言者というところからいへば、意向を出したのとはちがひですか。大蔵省ですか、建設省ですか。

○富樫(凱)政府委員 この考へを出したのは、これは多少違つておりますが、建設省が出したものでござい

りませんので、その調整された額は除いて、道路整備費に充てられた金の決算額といふことにしたい考へであります。

○瀬戸山委員 それはこのへばかりじゃなくて、いにもあるわけでありまして、けれども、私がそういうことを聞くのは、こういうことを事ここまに規定されておるのは、先ほども申し上げましたように、もう揮発油税収入額以外は一切道路費は出さないのだというううな言葉をこれと与えられないような気がして、せつなく仕事をし、仕事が終わるの、とにかくガソリン税の決算と、いわゆる収入見込み額と決算額の操作でやる、こういうことを事ここまに書いておくと、一般財源から道路費を出せといふことが法律上言えなくなるおそれがある、こういう感じがいたしますので、こういう妙な質問をするのでありますが、そういうふうにはならない、またそういうことは全然考へておらないという政府の考へでしょうか。

○富樫(凱)政府委員 ごもつともでございますが、道路整備費に充てられる国の負担金または補助金の財源に充てなければならぬ額として、かように規定しておるのでございまして、これが道路整備費に充てられる金額と考へておらないわけでございます。現行の法律の第三条にありますが、同じく考へておられて、国の負担金または補助金の財源に充てなければならぬ、といふふうな考へておるのでございまして、今後五ヶ年計画の線に沿ひまして一般財源を充てられておるのは、一般財源を充てるといふように努力したい考へでございます。

○瀬戸山委員 この法律の改正は、揮発油税収入に関する限り、非常に合理的にできておると思うのです。ただ、こういうことを非常に合理的に出すといふことは、これは私の杞憂かもしれませんが、たとえば、今、地方道路税法など出ておるが、今日までの政府といひますか、特に財務当局の考へ方は、何とか道路財源に関する臨時措置法を切りくずしにかかろうという感じが露骨に現れておる。それでありまして、これをたてとて、道路整備費は少くとも揮発油税で、もぎ取られたのだから、それだけでまかなつて、そのほかは一切出さないのだという言質を取られるおそれがある、こう思いますが、特に念を押しておくと、われわれが臨時措置法を立案したときにも、ちよつとそういう言質を与えような文字が入つておつた。そこで私は今になって考へてみると、法律の書き方が多少まちがひかと思つた。もとの法律の第三条には、揮発油税収入額に相当する金額を、と書いておる。「を」といふ文字は非常に重要だと思ふ。だから、揮発油税収入額を財源に充てさずすれば、法律の趣旨にのつておるじゃないかという主張が出てくるおそれがある、それを「を」から、妙な言い方であるといふふうな改正されたもので、これは非常に明確になつたといふだけで、逆に考へると、揮発油税収入額以外のものは道路予算には計上しなくてはならないんだといううな反論が出る余地がある。そこで、せつなく改正されるならば、今、局長が言われましたよう

に、これにはプラス・アルファを一般財源から出すのだ、そうしなければあの立法の趣旨が貫徹されないのだというようなお考えが政府にあるならば、せっかく改正されるのだから、ものの法律のいわゆる臨時措置法の「を」を削って、ガソリン税収入相当額以上を道路財源に充てなければならぬ、こうしておかなければ、この趣旨が貫徹されないと思うのですが、そういうふうなことを変えられればありませんか。

○富樫(凱)政府委員 ガソリン税収入額に相当する金額以上を充てたい考えはございますが、この書き方でございまして「国の負担金又は補助金の財源に充てなければならぬ」という文句の解釈でございしますが、従来も、これで全部をまかなうのではありません、一部に充てるのであるという解釈が行われておりましたので、この書き方で差しつかえないように考えます。

○瀬戸山委員 法律を修正するという点について、あなたの方でこれについてと確信が持たれて、われわれはそれは確信が持たれて、こういうことになれば、国会で修正するという道も開かれておるのであります。ただ、これだけの法律で「を」というのを「以上」というふうな修正しなければならぬというふうな深刻にも考えておりませんが、局長自身御存じの通り、一般財源から入れるものは、去年よりは今年減って、いよいよこれができる、一般財源じゃなくて、この財源を盛りさえすればいいじゃないか、揮発油税収入相当額を与えなければならぬと書いてあるから、これでいいじゃないか、そういう主張がだんだん通って

きはいらないかと思うのですが、確信を持って、そういうことはいないとお考えですか。次官はいかがですか。

○今井政府委員 ただいまいろいろ御心配の点につきまして、御意見を拝聴いたしました。この点につきまして、ガソリンの消費量というものがだんだんふえてきますから、このきめ方をしっかりとっておくことは必要であらうと思ひます。同時に、これによってその他の道路の費用が減りはせぬか、こういうような心配につきましては、今後そういうのが減らないように努力していきたい、そういうふうな考えでおります。

○瀬戸山委員 道路局長や政務次官を信頼いたしまして、私はこの問題はそれ以上申し上げません。実際は、大蔵省当局、財務当局の考え方は、何とかしてこれを切りくずそうという考えがあるのです、これはずっと二年間の争いになっておるのですから、その点の一つよく胸におさめておいていただくようにお願いいたしておきます。

そこで、理屈を言うのではありませんが、明確にするというお考えで出されたのでありますので、なるほどガソリンの税収はだんだんふえるという見方は常識でありますけれども、今政府がやっておられるように、一キロリットルの税率一万三千円を一万一千円に引き下げて、ガソリン税収は一万一千円しかありません、こういうふうなことを今やっておるのですから、そうすると、ふえることばかり考えておつても間に合わないのですが、もし予算見積り額よりも実収が減ったときには、どういふことになるのですか。これには何も書いてないのですが、その

点はどうです。

○富樫(凱)政府委員 実収が減った場合には、予算額でいくわけでございます。調整はいたさないのではありません。

○瀬戸山委員 それは大蔵省ともよくそういう話し合いをされて、この法律案を作られたのですか。

○富樫(凱)政府委員 この点につきましては、大蔵省に相当の異論があつたわけでございますが、結論はここに出されておるような法律案になつたわけでございます、その点につきましては、大蔵省も了解しておると考えております。

○瀬戸山委員 こういうこまかいことを念を押すのは、異論があつたとおっしゃるが、これは異論があるはずなんです。何とか減らそうとしておるのに、税収が予算額より減つたときのことを書いておらないというところに異論があつたというところは、道路財源を国家財政で許す限りでできるだけふやそうという考え方がないから、そういう異論があると思うのであります。とにかくこの問題は、そういうふうな税収が実際に少かつたときには、それは削らないのだという話し合いになつて出されておるということについては、私は異論があるわけじゃありません、そこまで突っ込んでこの道路財源について考えておられたかどうかを確かめておくだけあります。

もう一つ、これも小さな問題であります。第三に書いておるいわゆる直轄の地方分損金を出しておきますと、その年の分は確かにそれだけ減ることになりまして損でございしますが、長い目で見れば、その方が運用としてはいいのじゃないかと考えられるのであります。しかし、この法律は五年間です。

になつておりまして、そこでこの三の場合に、償還の方法が書いてあります。そしてこの間の大臣の御説明でも、償還したものはやはり道路財源に充てるのだから、この臨時措置法には抵触をしないのだ、こうおっしゃる。ところが、この提案理由の説明にもありますように、これは少くとも十何年かかかつて償還する。昭和三十三年までの予算計上の方式を言っているのですから、実際は立てかえ分は、少くともこの改正案では道路財源に入つてこないのじゃないかと思うのですが、その点はどうですか。

○富樫(凱)政府委員 お説の通り三十三年までには入つて参りません。

○瀬戸山委員 そうすると、今年十六億ぐらいたと思ひましたが、そういうものは道路の修繕改築等のいわゆる整備の伸びがそれだけ悪いという結果になるわけですね。

○富樫(凱)政府委員 お話の通りに、直轄の負担金分だけは立てかえたものでありますので、三十三年度においてはそれだけ伸びが悪いことになりまして、それで、この三十三年度までは入らないので、三の項は要らないじゃないかという議論も出るかと思ひますが、しかし、この地方債の分は、繰り上げて償還してもよろしいのでありますし、またはしたの数は現金で払うという点もありませんので、この条項が必要になるのでございます。ただその直轄の地方分損金を出しておきますと、その年の分は確かにそれだけ減ることになりまして損でございしますが、長い目で見れば、その方が運用としてはいいのじゃないかと考えられるのであります。しかし、この法律は五年間です。

ざいしますので、長い目といひまして、これは間に合わないはずでございますが、私どももいたしましては、この法律はもつと続くことを希望しておるのでございまして、こういう措置が、この際運用としては適當ではないかと考えた次第であります。

○内海委員 次に中島殿。

○中島(義)委員 私は大臣がおるときにいたしたいと思ひますが、二、三道路局長にお伺ひしたいと思ひます。

ただいま同僚委員からも質問がありましたけれども、この三の条項であります。これはいづれにいたしまして当面のこの道路整備費が、結論において削減されるという結果になるわけでありまして、道路局長も非常に苦しい答弁をされておられますけれども、この三の条項は、大蔵省で立案したのですか、建設省で立案したのですか。

○富樫(凱)政府委員 この直轄の予算につきましては、国の負担金と地方の負担する分とあるわけでありまして、二十九年度までは、地方の負担する分は一般財源を充てておつたわけでございますが、一般財源の多寡によりましてこの直轄事業が左右されるという結果になつて参りますので、そういうことは五カ年計画を確実に実施する上からは障害になるものでありますから、直轄の地方負担金に相当する分は、一応ガソリン税収入を充てて予算には組んず上においてはよろしいという結論になつたのでございしますが、その点につきましては、大蔵省と再三折衝いたしまして、大蔵省の意向もくみまして、建設省の案として出したわけでございます。

ざいしますので、長い目といひまして、これは間に合わないはずでございますが、私どももいたしましては、この法律はもつと続くことを希望しておるのでございまして、こういう措置が、この際運用としては適當ではないかと考えた次第であります。

○内海委員 次に中島殿。

○中島(義)委員 私は大臣がおるときにいたしたいと思ひますが、二、三道路局長にお伺ひしたいと思ひます。

業開発の上におきまして、どうしても時代が變つてしまつて、そして鐵道輸送でなくてトラック輸送だという考えを持つており、また諸外国の例を見ましても、高速度自動車道が非常な小さい国でも各所にできておるといふような状態でありまして、交通機関が自動車道によつてかわられておる。こう

大蔵省で地方庁に対して交付税として交付するにいたしました。結局地方公共団体の道路の面積というものによりまして交付すべき性質のものでありますから、これは現在アメリカのやつておるように、道路局でもって地方課与税であるとか、あるいは地方道路税であるとかいう名目でなくて、道

ますが、肩がわりするような結果になると、道路整備が伸びないことになり、その点は私も心配いたしておるわけでございますが、譲与税というような性質からいきまして、なかなか建設省で道路整備の細目をきめて進すということには参らないのであります。しかし何とてか地方道路譲与税が適

にいたします。他にどなたか御質問がありましたらこの機会に……。御質問もないようでありますから、本日はこの程度といたしまして、次回は近い機会に、中嶋さんの御意見もあり、また瀬戸山さんの御意見もあるようでありますから、責任大臣の出席を

昭和三十年五月二十八日印刷

昭和三十年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局